



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

性犯罪被害者等のための総合支援 に関する実証的調査研究報告書

平成 28 年 3 月
内閣府男女共同参画局

目次

はじめに	1
I 事業の概要	3
II 効果の検証	7
III 各地方公共団体における事業実施状況	
<ワンストップ支援センター既設の地方公共団体>	
1 北海道	21
2 宮城県	31
3 東京都	39
4 福井県	49
5 岐阜県	57
6 三重県	69
7 滋賀県	81
8 京都府	95
9 大阪府	107
10 兵庫県	119
11 和歌山県	153
12 福岡県	163
13 名古屋市	187

＜ワンストップ支援センター未設置の地方公共団体＞

1	秋田県	203
2	長野県	209
3	鳥取県	213
4	香川県	229
5	大分県	239
6	金沢市	247

参考資料

1	地方公共団体が関与している「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」一覧	256
2	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き(抄)	257
3	第4次男女共同参画基本計画(抜粋)	259

はじめに

すべての女性が輝く社会の実現を目指す我が国において、性犯罪・性暴力被害者の支援は重要な課題の一つとなっている。

第3次男女共同参画基本計画に引き続き、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においても、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとされ、その具体的施策の一つとして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置促進が掲げられた。

今後は、第4次男女共同参画基本計画に掲げた成果目標（行政が関与するワンストップ支援センターを平成32年までに「各都道府県に最低1か所」設置する。）の達成に向けて、更なる取組が求められている。

内閣府（男女共同参画局）では、平成26年度から地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者支援の取組を実証的に調査研究する事業を行っているところ、平成27年度も引き続き本調査研究事業を実施し、調査研究対象となった19の地方公共団体において計画・実施した事業の取組結果及び今後の課題等について、本報告書に取りまとめた。

なお、地方公共団体におけるワンストップ支援センターの設置数については、平成28年3月現在で27か所となっている。本報告書が、地方公共団体におけるワンストップ支援センターの開設や相談支援の拡充等に向けて有効に活用されるとともに、積極的な取組が更に広がることを期待する。

